令和2年度鳥取県食品衛生監視指導計画(案)について

令和2年3月19日くらしの安心推進課

食品衛生法第24条に基づく「令和2年度鳥取県食品衛生監視指導計画」の策定にあたり、地域の実情を勘案した計画となるようパブリックコメントを実施したので、結果を報告する。

[鳥取県食品衛生監視指導計画について]

県内に流通する食品等の監視指導、食品取扱事業者への指導及び消費者に対する食品衛生の啓発等の実施 方法及び実施内容を定め、これを実施することにより食品の安全性確保を図るものである。

1 実施結果

- (1) 意見募集期間:令和2年2月14日(金)~3月6日(金)(22日間)
- (2) 意見総数:延べ12件(団体2組、個人1名)
- (3) 主な意見と対応方針

寄せられた意見の多くは、既に計画に盛り込み済みの指導及び支援内容に対する実施要望であった。

対応の区分:盛込済(◎)、反映した(○)、対応困難(─)

| 対応の区分:盛込済(◎)、反映した(○)、対応困難(一) | | | |
|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 項目 | 意見の内容 | 県の対応方針(案) | 対応 |
| 監視指導 • 食品検査 | ○食品を調理・提供する自動販売 機に対しても衛生指導を実施 してほしい。 | ・食品を調理・提供する自動販売機も含む立入 検査計画に基づき監視指導を計画的に実施 し、検査時には自動販売機の管理及び設置状 況が適切であるか確認しています。 | 0 |
| 改正食品 衛生法対応 | ○HACCP導入指導にあたって比較的小規模な事業者の実情を踏まえ、丁寧な指導による導入推進を進めてほしい。 | ・事前アンケートの結果をもとに把握した小規模事業者が「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の導入にあたって抱える課題(人材育成、衛生管理計画の作成など)に対応できる支援策(HACCP導入研修会の開催、衛生管理計画作成ツールの活用)も実施のうえ、導入推進を図っていきます。 | © |
| | ○HACCP義務化に食品事業者が対応できるよう、制度説明や指導を計画的に実施してほしい。 | ・食品衛生監視員やと畜検査員による指導に加え、HACCP推進専門員による周知活動、導入研修会や食品衛生推進員による導入支援活動も実施するとともに、その実施にあたっては、全ての食品等事業者がHACCP義務化に対応できるよう、指導及び支援事業者数の目標件数を定めて、計画的に展開していきます。 | © |
| その他 | ○「第2期総合戦略鳥取県令和新時代創生戦略(案)」でSDG sの概念が盛り込まれるが、食品衛生監視指導計画の「はじめに」にもSDGsを関連づけて明示してほしい。 | ・本計画は、日本として取り組んでいるSDG sや本県が取り組んでいる総合戦略鳥取県 令和新時代創生戦略の方針といった総合目 標を踏まえたうえで、食品衛生法に基づき食 品の安全性の確保に特化して運用される本 県独自の個別計画であり、改めて明示はして いません。 | _ |
| | ○食鳥処理場における鳥インフルエンザ対応で、公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会はスクリーニング検査を実施していないので修正してほしい。 | ・鳥取県食鳥肉衛生協会においては鳥インフルエンザが疑われる異常鶏を見つけた場合、家畜保健衛生所へ速やかに連絡いただく役割を担っていただいていることから「食鳥処理場での高病原性鳥インフルエンザ発生(疑)時における関係機関との連携」と修正します。 | 0 |
| | ○食品衛生監視員が積極的に参加している研修会等に全国食 鳥肉衛生技術研修会は含まれていないのでしょうか。 | ・「第6 人材の育成及び資質の向上」における研修会一覧に全国食鳥肉衛生技術研修会を加えます。 | 0 |
| | ○食品ロスの削減につながる指導をしてほしい。 | ・鳥取県では飲食店や小売店に「とっとり食べきり協力店」の登録を集って食品ロス削減につながる取組みを推進しています。ご意見は担当課へお伝えしました。 | _ |

2 今後のスケジュール (予定)

令和2年3月末 計画策定及び公表